

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者の指定手続等に関し、法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長（松戸市教育委員会が管理する公の施設については、松戸市教育委員会。次条から第5条まで、第7条から第9条まで、第11条及び第12条において同じ。）は、指定管理者に公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

公募により選定することが施設の設置目的を効果的に達成することを困難にする場合

公募するいとまがなく、かつ、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがある場合

その他特別な事由がある場合

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(候補者の選定)

第4条 市長は、次の各号に掲げる基準及び規則で定める基準を満たすもののうち施設の管理を行わせるのに最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

施設の設置目的を達成するものであること。

住民の平等利用を確保するものであること。

住民サービスの向上を目指すものであること。

管理経費の縮減につながるものであること。

安定的な施設管理を行うものであること。

遵法精神を持ち、社会的責任を果たすものであること。

(指定)

第5条 市は、法第244条の2第6項の議会の議決があったときは、当該議決に係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示し、規則で定めるところにより指定管理者に通知するとともに、施設の管理に必要な事項について当該指定管理者と協定を締結するものとする。

(兼業禁止)

第6条 議員は、指定管理者となる法人その他の団体の代表者その他の役員になることができない。

2 市長、助役、収入役、教育長、監査委員及び委員会の委員は、指定管理者となる法人(本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)その他の団体の代表者その他の役員になることができない。

(施設の管理等)

第7条 指定管理者は、法令、条例、規則、協定その他市長が定めるところに従い施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実を証する書面を添えて、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

定款等重要な事項

その他市長が別に定める事項

(管理状況の調査)

第8条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理

の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市は、指定管理者が第7条の規定に違反したとき、前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、市は、指定管理者に生じた損害の賠償を行わない。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、その旨を告示し、指定管理者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後、速やかに、事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。指定期間が年度途中で満了した場合又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の停止を命じられた場合も同様とする。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又はその指定を取り消され、若しくは管理の業務の停止を命じられたときは、市長が特に認める場合を除き、施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務等)

第12条 指定管理者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、施設を速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又は管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号)に従い、個人情報を適切に管理するとともに、管理の業務を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従

事者はその職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松戸市指定管理者における松戸市議会議員の兼業禁止に関する条例の廃止)

2 松戸市指定管理者における松戸市議会議員の兼業禁止に関する条例(平成17年松戸市条例第27号)は、廃止する。

(松戸市文化会館条例の一部改正)

3 松戸市文化会館条例(平成4年松戸市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

(松戸市市民センター条例の一部改正)

4 松戸市市民センター条例(昭和49年松戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条及び第21条を削り、第22条を第20条とし、第23条を第21条とし、第24条を第22条とする。

(松戸市スポーツ施設条例の一部改正)

5 松戸市スポーツ施設条例(昭和55年松戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第21条及び第22条を削り、第23条を第21条とし、第24条を第22条とし、第25条を第23条とする。

(松戸市勤労会館条例の一部改正)

6 松戸市勤労会館条例(昭和55年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条及び第21条を削り、第22条を第20条とし、第23条を第21条とし、第24条を第22条とする。

(松戸市民劇場条例の一部改正)

- 7 松戸市民劇場条例(昭和56年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とし、第22条を第20条とし、第23条を第21条とする。

(松戸市青年館設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 松戸市青年館設置及び管理に関する条例(昭和42年松戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

(松戸市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

- 9 松戸市老人デイサービスセンター条例(平成13年松戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

(松戸市生きがい福祉センター条例の一部改正)

- 10 松戸市生きがい福祉センター条例(昭和56年松戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

(松戸市自転車駐車場条例の一部改正)

- 11 松戸市自転車駐車場条例(平成8年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。